（農林中央金庫に対する意見聴取等）

第百四十七条の十七の二　（略）

（指定申請書の添付書類）

第百四十七条の十九　（略）

2　法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第百四十七条の十七の二第一項第二号の規定により農林中央金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等

二・三　（略）

3　法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～四　（略）

五　役員が法第九十五条の六第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六～九　（略）

附　則

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

省　令

○文部科学省令第二十六号

スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十六号）の施行に伴い、並びにスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十条及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十三条の規定を実施するため、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十一日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　竹本　直一

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成六年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（奨励） **第四条**　［略］ 一　［略］ 二　公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）第二条第二号に規定する者	（奨励） **第四条**　［同上］ 一　［同上］ 二　財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）第二条第二号に規定する者

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　四二九円（本体三九〇円）　（配送料別）